

北海道大学

入学料免除（徴収猶予）申請のしおり

（平成30年度版）

目 次

○入学料免除（徴収猶予）の概要・申請資格について・・・・・・・・・・	1
・ 本学の入学料免除（徴収猶予）について	
・ 入学料免除（徴収猶予）申請における注意事項	
・ 入学料免除（徴収猶予）の申請資格	
・ 入学料免除（徴収猶予）の申請者の入学料納入について	
○提出書類・申請書類の記入等について・・・・・・・・・・	3
・ 提出書類等について	
・ 入学料免除（徴収猶予）申請書の記入について	
・ 申請時の注意事項	
・ 東日本大震災及び熊本地震の被災学生の申請について	
○書類提出期間・判定結果・問い合わせ等について・・・・・・・・・・	7
・ 申請書類の提出期間・提出窓口	
・ 判定結果の告知・通知	
・ 問い合わせ窓口	
○関係書類等一覧表・・・・・・・・・・	8

【申請書類】

- ・ 入学料免除（徴収猶予）申請書
- ・ 入学料免除（徴収猶予）申請書記入例
- ・ 付属書類提出一覧表
- ・ 様式1 年収見込証明書
- ・ 様式2 年金・恩給所得内訳書
- ・ 様式3 児童手当・児童扶養手当受給証明書
- ・ 様式4-1 長期療養に係る医療費控除金額内訳書
- ・ 様式4-2 長期療養に係る領収書等貼付用紙
- ・ 様式5 無職・無収入申立書
- ・ 様式6-1 家計支持者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額内訳書
- ・ 様式6-2 家計支持者別居（単身赴任等）に係る領収書等貼付用紙
- ・ 様式7 退職金支給証明書
- ・ 様式8 生活状況申立書

○入学料免除（徴収猶予）の概要・申請資格について

本学の入学料免除（徴収猶予）について

下記の「入学料免除（徴収猶予）の申請資格」のいずれかに該当し、免除（徴収猶予）が必要と認められる場合には、選考の上、入学料の全額若しくは半額が免除され、又は徴収が猶予されることがあります。（猶予期間は、4月入学者は9月末日、10月入学者は2月末日までとなります。）

入学料免除（徴収猶予）申請における注意事項

- (1) 入学手続期間に免除と徴収猶予を同時に申請することはできません。ただし、入学料免除申請者が、不許可または半額免除の告知を受けた場合、その告知（決定）を受けた日から起算して14日以内に再度、徴収猶予の申請をすることができます。
- (2) 入学料免除（徴収猶予）申請者は、免除（徴収猶予）の許可または不許可の告知（決定）があるまでは入学料の納入が猶予されますので、告知（決定）があるまでは入学料を納入しないでください。納入した入学料は、返還されません。
- (3) 入学料免除（徴収猶予）を申請した者が入学を辞退した場合、入学料の納入が必要です。

入学料免除（徴収猶予）の申請資格

学部学生

- (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難（徴収猶予については納入期限までに納入が困難）であると認められる場合 【免除・徴収猶予共通】
 - (2) 経済的理由により入学料の納入期限までに納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 【徴収猶予のみ該当】
 - (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合で、入学料の納入期限までに納入が困難であると認められる場合 【徴収猶予のみ該当】
- ※学部学生の入学料免除については、(1)に該当する場合のみであり、(2)経済的理由、(3)やむを得ない事情による申請はできません。

大学院生

- (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難（徴収猶予については納入期限までに納入が困難）であると認められる場合 【免除・徴収猶予共通】
- (2) 経済的理由により入学料の納入が困難（徴収猶予については納入期限までに納入が困難）であり、かつ、学業優秀と認められる場合 【免除・徴収猶予共通】
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合で、入学料の納入期限までに納入が困難であると認められる場合 【徴収猶予のみ該当】

※【東日本大震災】及び【熊本地震】については、地震発生後1年を経過していますが、特例として学部学生、大学院生ともに、「(1)入学前1年以内において、本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合」に該当しますので、被災者の方は免除申請の対象となります。ただし、申請には被災したことを証明する書類（被災又は罹災証明書）の提出が必要です。

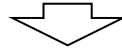
入学料免除（徴収猶予）申請者の入学料納入について

入学料免除（徴収猶予）申請をした者は免除（徴収猶予）の告知（決定）があるまで、入学料の納入が猶予されます。申請者の入学料の納入期限については次のとおりです。

なお、納入期限までに入学料を納入しない場合は、除籍となりますので、注意してください。

入学料免除申請者

- 告知日（決定日） 7月〔12月〕上旬
- 納入期限等
 - ・全額免除者 → 入学料の納入は不要
 - ・半額免除，不許可者 → ①告知後，14日以内に納入
②告知後，14日以内に徴収猶予申請



徴収猶予申請をした場合，許可されれば9月〔2月〕末日まで納入が猶予される。不許可の場合は8月〔1月〕上旬〔中旬〕に納入が必要。

入学料徴収猶予申請者

- 告知日（決定日） 7月〔12月〕上旬
- 納入期限等
 - ・許可者 → 9月〔2月〕末日までに納入
 - ・不許可者 → 告知後，14日以内に納入

※〔 〕内は10月入学者に係る期日。また，告知日から14日目（告知日を1日目とする）が土日・祝日にあたる場合はその前の平日が納入期限（又は申請期限）となります。

○提出書類・申請書類の記入等について

提出書類等について

提出書類を必ず事前に確認の上、不備のないように申請してください。

本学所定の様式（申請書、付属書類一覧表、様式1～様式8）以外については、住民票（場合により戸籍謄本）、所得（課税・非課税）証明書を除き、写し（コピー）で構いません。

(1) 必ず提出する書類（※④・⑤は該当するいずれかを提出）

- ①平成30年度入学料免除（徴収猶予）申請書
- ②付属書類提出一覧表
- ③平成29年分所得証明書又は課税・非課税証明書（市役所等で発行されます）
 - ・所得の有無にかかわらず、同一生計の家族全員分の証明書を提出してください。（未就学児童及び就学者を除く。）
 - ・4月入学者は申請書提出時には、まだ平成29年分の証明書が発行されませんので、平成28年分の証明書を提出してください。
- ④平成29年分源泉徴収票【給与所得者の場合】
※前年（平成29年）1月以降に就職、転職をしていて、様式1「年収見込証明書」を提出する場合には不要です。
- ⑤平成29年分確定申告書【給与所得者以外（事業所得等）の場合】
（確定申告書は第一表（A表またはB表）の他、第二表も併せて提出）

※源泉徴収票又は確定申告書を提出する場合でも、所得（課税・非課税）証明書は必ず提出してください。

(2) 家庭状況によって提出を要する書類

別添「関係書類等一覧表」を確認の上、該当する書類を提出してください。

入学料免除（徴収猶予）申請書の記入について

入学料免除（徴収猶予）申請書（以下、申請書）には、申請者の家族状況、家計状況（申請者本人を含む）等の詳細を記入するようになっていきます。別紙「北海道大学入学料免除（徴収猶予）申請書記入例」も参照の上、記入漏れがないように注意してください。

なお、申請書は4月入学者については4月1日現在、10月入学者については10月1日現在の状況を記入してください。窓口への申請書提出時点で家族状況等が未定の場合（兄弟の就学先が決定していない等）は、4月1日（又は10月1日）時点における予定で記入し、未定箇所については「予定」（北大入学予定 等）と記入してください。また、状況が確認でき次第、提出窓口にお知らせください。

(1) 奨学金について

申請者本人の奨学金（貸与・給付）全ての奨学金名、月額及び年額を記入してください。ただし、貸与の奨学金については、所得とはみなしません。

原則として前年度の奨学金を記入しますが、前年度に奨学金を受けていなかったが、申請年度に新たに奨学金の採用となっている場合には、1年間の奨学金見込額を記入してください。また、前年度に奨学金を受けていたが、今年度は奨学金を受けないことが明らかなる場合には、記入する必要はありません。

(2) 所得の記入方法について

原則として前年分の所得（給与所得・給与以外の所得）を申請書に記入します。ただし、前年1月以降に就職・転職をした場合は、現勤務先における年収が源泉徴収票及び確定申告書からは確認できませんので、年収見込証明書（様式1）を添付の上、年収見込額を記入します。

また、児童手当、児童扶養手当等については、申請時（4月入学者は4月1日、10月入学者は10月1日）において支給対象者がいる場合、平成30年度分の支給予定額を記入します。

※別添の関係書類等一覧を確認し、該当する事項がある場合には、その金額を記入してください。また、申請書記入例も参照の上、記入してください。

①給与所得の収入金額（税込）の記入について

- 源泉徴収票の「支払金額」の金額を千円単位（千円未満切捨）で記入します。
- 複数の給与所得（年金、児童手当、児童扶養手当、生活保護費、アルバイト等）がある場合は、申請書の該当する欄にそれぞれの金額を記入し、「合計」に合計金額を記入します。
- 申請者本人のアルバイトの実績がある場合には、申請者の「アルバイト」欄に年間金額を記入します。変更等が見込まれる場合は、1年間の見込額を記入します。（※アルバイトについても、できるだけ源泉徴収票又は確定申告書を添付してください。これらの書類がない場合には直近3ヶ月分程度の給与明細書を添付してください。）

【例1】所得が給与収入のみの場合

給与所得者の源泉徴収票の「支払金額」を千円単位で記入します。

※申請書の「給与所得の収入金額（税込）」の「給与・役員報酬」に6,202千円、「合計」にも同じ金額を記入します。

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票																				
支払 を受ける 者	住所又は 居所	〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目										氏名								
												(受給者番号)								
												(フリガナ) ホクダイ タロウ								
										(役職名) 北大 太郎										
種別	支払金額				給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額									
給与	6 202 440				4 420 000			1 103 701			235 700									
控除対象 者の有無等	配偶 者の有無	配偶者 特別 控除の額	扶養親族の 数 (配偶者を除く)			障害者の 数 (本人を除く)			社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額								
有	無	従有	従無	千円	円	特 定 人	老 人	其 他 人	特 別 人	其 他 人	千円	円	千円	円	千円	円				
						2					673	701	50	000	0	0				
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額										円 国民年金保険料等の金額			円							
										配偶者の合計所得			千円							
										個人年金保険料の金額			千円							
										旧長期損害保険料の金額			千円							
未成年者	乙欄	本人が障害者 その他	寡 一 般	婦 特 別	寡 夫	勤 労 学 生	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中 途 就 職 ・ 退 職	受給者生年月日			明 大 昭 平 年 月 日						
										就 職 退 職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
支払 者	住所(居所) 又は所在地											氏名又は 名称								
整理欄	①																			

前年1月以降に就職・転職した場合には、現勤務先での1年間分の所得が確認できませんので、年収見込証明書（様式1）を使用して1年間分の所得を証明してください。

【例2】給与収入と年金収入がある場合

給与収入と年金収入がある場合には、申請書の該当欄に金額を記入します。

※給与収入6,202,440円、年金収入1,200,800円の場合、申請書の「給与・役員報酬」に6,202千円、「年金・恩給」に1,200千円と記入し、「合計」に7,402千円と記入します。

②「給与以外の所得金額(税込)」の記入について

○事業所得のみの場合

確定申告書「第一表及び第二表」を用意し、確定申告書の「所得金額」にある合計金額を記入する。

○給与所得と事業所得による複数の所得がある場合

確定申告書の「収入金額等」に記載された該当する収入額(給与・年金等)を申請書の「給与所得の収入金額(税込)」の該当欄に記入します。さらに、事業所得分について「所得金額」の該当する事業所得額を、申請書の「給与以外の所得金額」の該当欄に記入します。

【例3】確定申告書において、公的年金と営業所得(商業)、不動産所得(地代)がある場合
公的年金は「収入金額等」に記載されている金額を申請書の「給与所得の収入金額(税込)」に、営業所得、不動産所得は「所得金額」に記載されている金額を申請書の「給与以外の所得金額」に記入する。なお、申請の際には、確定申告書(第一表と第二表)を提出する。

平成 29 年分の所得税の確定申告書 B

住所 〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目		フリガナ ホクタ イ タロウ	氏名 北大 太郎
性別 ♀	生年月日 3 32 12 10	電話番号 011-000-0000	本人

収入金額等	事業等 ⑦	8000000	税金の計	課税される所得金額 ⑳	4540000
	不動産 ⑧	6000000		⑰又は第三表 ㉑	4805000
	利子 ⑨			⑳に対する税額又は第三表の㉒	
	配当 ⑩			住宅ローン特別控除 ㉓	
	給与 ⑪			電子証明書等特別控除 ㉔	
	公的年金等 ⑫	4500000		差引所得税額(合計) ㉕	4805000
	その他 ⑬			災害減免額、特別控除等 ㉖	
	短期 ⑭			源泉徴収申告額(第1期分) ㉗	
	長期 ⑮			前払分の税額(第1期分) ㉘	
	合計 ⑯	4500000		配属者の合計 ㉙	
所得金額	事業等 ①	4500000	その他	青色申告特別控除額 ㉚	1000000
	不動産 ②	4800000		雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額 ㉛	0
	利子 ③				
	配当 ④				
給与 ⑤					
雑 ⑥					
合計 ⑧					

申請書の「給与所得の収入金額(税込)」の「年金・恩給」に記入

申請書の「給与以外の所得金額」の該当する欄に、確定申告書の「所得金額」に記載された金額(売上から必要経費を差し引いた金額)を記入。
ここでは、申請書の「事業収入」と「利子・配当・家賃・地代」にそれぞれ記入

(3) 特別控除について

該当する項目に必ず○を付け、証明書類を添付の上、必要事項を記入してください。

なお、過去の免除申請時に証明書類等を提出した場合でも、申請の度に証明書類等の提出が必要です。特に母子父子家庭に係る証明書（世帯全員分の住民票、場合により戸籍謄本）の提出漏れが目立ちますので注意してください。

(4) 家庭事情記入欄について

家計状況等を具体的に記入してください。なお、ローン等の自己都合によるものは、授業料免除の判定には特に考慮されませんので、注意してください。

(5) 申請者（学生本人）及び連帯保証人署名について

申請者（学生本人）及び連帯保証人の自署により署名してください。なお、連帯保証人は原則として、授業料の連帯保証人と同一人物としてください。

また、後日、記入内容等について確認を行うことがありますので、電話番号は必ず連絡の取れる番号を記入してください。

申請時の注意事項

- (1) 申請書は本しおり、申請書記入例をよく読み、保護者・家族に家計状況等を十分確認の上、記入漏れ、誤記入及び不足書類がないように注意してください。また、本学所定の様式1～様式8を提出する場合は、注意書きをよく読み記入してください。
なお、申請書類を提出後、指定された期限までに不足書類を提出しなかった場合は書類不備として判定の対象から除外することがあります。
- (2) 申請書等の提出書類において記入内容が事実と異なることが判明した場合は、免除（徴収猶予）となった場合であっても、免除（徴収猶予）を取り消すことになるので注意してください。
- (3) 金額の単位を間違わないように注意してください（千円単位：千円未満切捨）。
- (4) 外国人留学生の申請については、用紙が別になりますので窓口申し出て受け取ってください。

東日本大震災及び熊本地震の被災学生の申請について

東日本大震災及び熊本地震の被災学生については、特例として学部学生、大学院生ともに、「(1) 入学前1年以内において、本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合」に該当しますので、被災者の方は免除申請の対象となります。ただし、申請の際には次のことに注意してください。

- (1) 申請書1ページ目の特別控除「6ヶ月以内に被災した世帯」に必ず○を付けてください。
（【東日本大震災】及び【熊本地震】については、発生後1年を経過していますが申請の対象となります。）
- (2) 被災したことを証明する書類（被災又は罹災証明書）の提出が必要です。
※被災又は罹災証明書のほか、「必ず提出する書類」及び「家庭状況によって提出を要する書類」（しおり3ページ目）も必要です。
- (3) 被災額が証明できる書類（損壊した自宅の修繕の見積書、請求書等）がある場合には、その写し（コピー）を提出してください。
- (4) 申請書2ページ目の「家庭事情記入欄」に被災状況及び現在の状況を詳細に記入してください。

○書類提出期間・判定結果・問い合わせ等について

申請書類の提出期間・提出窓口

入学区分	課程	提出期間	提出窓口
4月入学者	学部	入学手続期間 (学生募集要項を参照) ※編入学者については入学する学部が指定した期間	高等教育推進機構④番窓口 ※編入学者については入学する学部の担当窓口
	大学院	入学する研究科(学院)等が指定した期間	入学する研究科(学院)等の担当窓口
10月入学者	学部	入学する学部・研究科(学院)等が指定した期間	入学する学部・研究科(学院)等の担当窓口
	大学院		

【注意事項】

- ① 4月入学者へは2月上旬、10月入学者へは8月上旬に実施案内を掲示します。
- ② 上記提出期間内に必ず提出してください。いかなる理由があっても、上記期間を過ぎての申請書の提出は受け付けません。
- ③ 提出期限までに証明書類等が揃わない場合には下記の問い合わせ窓口までご相談ください。

判定結果の告知・通知

- ・判定結果に係る告知については、掲示により行います。
(4月入学者：7月上旬予定、10月入学者：12月上旬予定)
- ・掲示場所：高等教育推進機構掲示板③及び各学部・研究科(学院)等の掲示板
- ・判定結果に係る掲示後、決定通知を次の窓口で受取ってください。

課程	受取窓口
学部	高等教育推進機構④番窓口(※編入学者については入学する学部の担当窓口)
大学院	入学する研究科(学院)等の担当窓口

【注意事項】

- ① 判定結果の告知がありましたら、速やかに結果通知を受け取ってください。
- ② 入学料免除の不許可者及び半額免除者並びに入学料徴収猶予申請者については、免除(徴収猶予)判定の決定後、新たに発行する専用の振込用紙により、入学料を納入してください。
- ③ 納入期限までに入学料を納入しない場合は、除籍となりますので、注意してください。
- ④ 結果通知及び専用の振込用紙等は郵送していません。必ず、申請者(学生)本人が窓口で受け取ってください。

問い合わせ窓口

北海道大学学務部学生支援課奨学支援担当

TEL (011)706-7530, 5281 (直通) [高等教育推進機構④番窓口]

※学部編入学者及び大学院生の申請書類提出期間については、入学する学部・研究科(学院)等に確認してください。

関係書類等一覧表

住民票（場合により戸籍謄本）、所得（課税・非課税）証明書については原本を提出してください。それ以外の関係書類については写し（コピー）で構いません。

区 分	関係書類等	発行場所等
<p>・就職、転職</p> <p>① 前年（平成29年）1月以降に就職、転職した者がいる場合</p> <p>②平成30年4月以降に就職する者がいる場合</p> <p>※同一生計の兄弟で所得がある者又は平成30年度に所得が見込まれる者については所得に関する書類が必要です。</p>	<p>①・②ともに様式1「年収見込証明書」。ただし、年収見込証明書の提出が困難な場合には直近の3ヶ月程度の給与明細書</p> <p>②の場合で年収見込証明書の提出が困難な場合で、まだ給与が支払われていない場合には、採用条件（月収）が記載された書類</p> <p>※<u>現在の職場から発行された1年間分の収入が記載された源泉徴収票を提出できない場合には、上記書類の提出が必要です。</u></p> <p>※①については、場合により平成29年分の源泉徴収票を求めることがあります。</p>	<p>・勤務先</p>
<p>・年金・恩給受給者</p> <p>※同一生計内に祖父母がいる場合は必ず確認すること</p>	<p>様式2「年金・恩給所得内訳書」に年金の源泉徴収票、年金額決定通知又は支払窓口（日本年金機構等）発行のハガキを添付（年金額が確認できる書類を添付する）</p> <p>※非課税の年金（障害年金、遺族年金等）についても対象となるので、必ず申請書に記入の上、上記書類を添付してください。</p>	<p>・日本年金機構</p> <p>・都道府県保険課</p> <p>・市区町村等</p>
<p>・児童手当・児童扶養手当を受けている場合</p>	<p>様式3「児童手当・児童扶養手当受給証明書」に受給されている通知書（受給期間及び受給金額がわかる）のコピーを添付</p>	<p>・市区町村</p>
<p>・長期療養者</p> <p>（申請時において6か月以上の期間療養中又は療養を認められる者）</p> <p>※領収書等がないものは認定されません</p>	<p>様式4-1「長期療養に係る医療費控除金額内訳書」、医師の診断書、様式4-2「長期療養に係る領収書等貼付用紙」（医療費の領収書、健康保険による医療給付（還付）の支払明細書等を貼付け）</p> <p>※<u>老人ホームの入所費、介護サービスの利用負担額、保険外診療の特別室料・文書料等については対象外です。</u></p> <p>※生命保険で支払われた保険金、損害賠償等で補填された金額については、証明書等を添付の上、申請書1ページ目の一時所得（給与以外の所得金額）に記入してください。</p>	<p>・医師（病院）</p> <p>・薬局</p> <p>・市区町村等</p>

区 分	関係書類等	発行場所等
<ul style="list-style-type: none"> ・無職、無収入の者 就学者を除く18歳以上の者が無職又は無収入の場合	別紙様式5「無職・無収入申立書」 ※専業主婦についても提出が必要です。 ※無職であっても、年金等により一定の所得がある場合は提出の必要はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・該当者の申し立て
<ul style="list-style-type: none"> ・失業している者 	雇用保険受給資格者証、場合により平成29年分源泉徴収票	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク
<ul style="list-style-type: none"> ・家計支持者が無職・無収入な世帯 ・世帯全体の総所得額が200万円以下の世帯 	様式8「生活状況申立書」、場合によっては家賃等の領収書を添付 ※家計支持者が無職又は無収入の場合は様式5「無職・無収入申立書」も併せて提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・家計支持者の申立
<ul style="list-style-type: none"> ・家計支持者が単身赴任等のため別居中の世帯 ※住居費・光熱水費のみ対象 ※領収書等がないものは認定されません	様式6-1「家計支持者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額内訳書」、様式6-2「家計支持者別居（単身赴任等）に係る領収書等貼付用紙」（領収書、預金通帳等を貼付け）	<ul style="list-style-type: none"> ・家計支持者が証明
<ul style="list-style-type: none"> ・退職者 ・臨時所得があった場合 ※申請時前6ヶ月前まで（4月入学者は前年10月～3月、10月入学者は今年4月～9月）の間に、退職者及び臨時的所得の支給があった場合	①退職の場合 様式7「退職金支給証明書」 ※退職金の有無を確認するため、 <u>支払われていない場合も提出してください。</u> ②臨時的所得の場合 保険金、退職一時金、資産の譲渡金、山林所得等の支払証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務していた会社 ・保険会社等
<ul style="list-style-type: none"> ・母子父子世帯 ・生活保護世帯 	○母子父子世帯 ・世帯全員分の住民票（世帯全員分の住民票の提出が困難な場合には戸籍謄本でも構いません） ・申請時において児童扶養手当の給付を受けている場合は児童扶養手当通知書 ○生活保護世帯 ・保護決定通知書（受給額が確認できる書類） ※母子父子世帯、生活保護世帯のいずれにも該当する場合には上記の該当する全ての書類が必要です。 ※過去の免除申請時に証明書類等を提出した場合でも、申請の度に提出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村 ・社会福祉事務所等 ・都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者、知的障害者 	障害者手帳の氏名、障害等が確認できるページのコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村等

区 分	関係書類等	発行場所等
<ul style="list-style-type: none"> • 家計支持者死亡 • 風水害等の災害 	<p>○死亡 死亡証明書等（死亡の事実がわかる書類）、退職金・死亡保険金の所得証明書等</p> <p>○災害 被災（罹災）証明書，被災金額を証明できる書類，保険金・損害賠償等で補填された金額の証明書</p> <p>※被災金額を証明できる書類がない場合には被災（罹災）証明書のみ出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市区町村 • 消防署 • 警察署 • 勤務していた会社 • 保険会社等
<ul style="list-style-type: none"> • 独立生計者 <p>本人の所得証明書又は課税・非課税証明書が発行され，所得税法上父母等の扶養親族ではなく，生活に必要な収入があり別居独立生計をしていることが確認できる者（既婚者・親と絶縁・元社会人・父母の経済状態が悪く独立生計として申請せざるを得ない者のほか特別の事情がある者）。なお，<u>家業の従業員（専従者）となっている場合は原則として認めません。</u></p>	<p>○申請者本人に関する書類 所得証明書又は課税・非課税証明書，確定申告書又は源泉徴収票，国民健康保険等の保険証の写し，世帯全員分の住民票，様式8「生活状況申立書」</p> <p>※国民健康保険への切り替えを申請中の者は，切り替え申請中であることが確認できる書類を提出してください。</p> <p>※住民票の転出・転入手続きをしておらず，住民票上では父母等と同一世帯になっている者については，世帯全員分の住民票に加えて，申請者の現住所が確認できる種類（公共料金等の領収書のコピー等）を提出してください。</p> <p>○父母に関する書類（既婚者除く） 所得証明書</p> <p>○既婚者（配偶者）に関する書類 所得証明書又は課税・非課税証明書，児童手当等（該当者のみ）</p> <p>※独立生計者として申請する詳細な理由を申請書2枚目「家庭事情欄」に必ず記入してください。</p> <p>※<u>上記書類の提出がない場合は独立生計者と認定されませんので注意してください。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市区町村 • 税務署
<ul style="list-style-type: none"> • 日本学術振興会特別研究員 	<p>平成30年度採用者で源泉徴収票がまだ発行されていない場合には，採用通知又は特別研究員審査結果通知書を提出。</p> <p>※上記書類の提出が困難な場合には日本学術振興会の電子申請システムの審査結果詳細画面を印刷し，氏名，学生番号を記入の上，提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 日本学術振興会等

区 分	関係書類等	発行場所等
<ul style="list-style-type: none"> • 補助金等を受けている 場合で、確定申告書に 記載されていない場合 	補助金等に関する通知書（補助金等の金額が わかる）	<ul style="list-style-type: none"> • 国 • 都道府県 • 市区町村